

議案第260号

福岡市総合図書館に係る指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和2年12月10日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、本市が設置する福岡市総合図書館の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。

福岡市総合図書館に係る指定管理者の指定について

公の施設の管理を行わせる指定管理者を次のように指定する。

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

福岡市総合図書館（分館を除く。）

2 指定管理者に指定する者

よかたい図書館共同事業体

代表者 福岡市博多区博多駅南一丁目2番15号

東洋ビル管理株式会社

福岡市中央区今泉一丁目12番23号

西鉄ビルマネジメント株式会社

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

九州メンテナンス株式会社

3 指定する期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで